

【別紙2】

葛城市学校給食費等収納管理システム導入構築業務に係る審査実施要領

(1) 選考方法

選考は、葛城市学校給食費等収納管理システム導入構築業務に係る事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）において、まず一次審査で書類審査を実施。その結果をもって二次審査のプレゼンテーション審査を行い、合計得点の高い者から順に受託候補者及び次点候補者とする。

(2) 一次審査<20点満点>

審査は、委員会事務局（学校教育課（葛城市学校給食センター））において以下のとおり書類審査を行い、配点点数の上位3位を選定する。ただし、参加申込書の提出が4社を超えない場合はすべての者を二次審査の対象とする。

① 業務実績<10点満点>

対象：【様式3】受注実績調書

評価方法：過去5年以内（平成30年4月1日～令和5年3月31日）に、官公庁において学校給食費等収納管理システム導入・運用の実績があるか。

実績数が5件以上	10点
実績数が3件以上	8点
実績数が1件以上	4点
上記に該当する実績はなし。	0点

② 価格点<10点満点>

対象：見積書（任意様式）

評価方法：見積価格を比較して、下表により採点する。

なお、見積価格が同額となった場合は、それぞれ該当する項目の合計点数を当該提案者数で除した点数とする。（小数点以下切捨て）

全提案者中最も低い見積価格者	10点
全提案者中2番目に低い見積価格者	8点
全提案者中3番目に低い見積価格者	4点
上記以外	0点

(3) 二次審査<100点満点>

一次審査により選定された者によるプレゼンテーション審査を行い、一次審査との合計点数の高い順から受託候補者および次点候補者を選定する。

対象：企画提案書に沿ったプレゼンテーションおよび質疑応答

評価方法：審査会において、各審査員（1人につき100点満点・6名）がプレゼンテーションの各項目を審査評価し、その平均点（小数点第3位を四捨五入）を二次審査の得点とする。

二次審査における評価基準は、【別紙3】評価基準表のとおりとする。

## 【別紙2】

- 評価項目：・業務実施方針  
・業務実施体制  
・基本計画策定業務  
・プレゼンテーション能力

### (4) 二次審査（プレゼンテーション）の内容

- ① 審査日：令和5年10月24日（火）予定（別途連絡）
- ② 場所：葛城市役所（別途連絡）
- ③ 出席者：1提案者4名以内
- ④ 実施時間：1提案者40分以内（提案30分、質疑応答10分）  
・事前準備、片付けに係る時間は含まない。
- ⑤ 提案内容
  - ・「本実施要領6. 手続概要（4）企画提案書類等の提出【提出書類】企画提案書」にある内容についてパワーポイント等において表現すること。
- ⑥ プレゼンテーションの順番
  - ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順番とする。
- ⑦ その他
  - ・スクリーンは市で準備するが、パソコン・プロジェクターその他必要な機器及びインターネット通信環境は提案者が準備すること。
  - ・社名が特定できるような名札等を身につけないようにし、社名への言及や、配付資料・投影する資料等に社名が特定できるロゴ等を出さないこと。
  - ・遅刻又は欠席した場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなす。

### (5) 受託候補者選定に関する特記事項

- ① 最低基準点
  - ・一次審査及び二次審査の合計点の満点（120点）の6割（72点）を最低基準点とし、最高得点者が最低基準点に満たない場合は、受託候補者を選定しない。
- ② 参加者が1者となった場合の取り扱い
  - ・参加者が1者となった場合でも一次審査及び二次審査を行い、最低基準点を満たした場合は、当該参加者を受託候補者に決定し、その旨を通知する。
- ③ 一次審査及び二次審査の合計点が最高点で同点の者が2者以上の場合の取り扱い
  - ・当該提案者それぞれの二次審査の得点が異なる場合、二次審査の得点が高い者から順に受託候補者及び次点候補者を選定する。
  - ・当該提案者それぞれの一次審査の得点及び二次審査の得点と同じ場合、くじ引きにより、受託候補者及び次点候補者を選定する。